# 令和5年度 飼料自給率向上緊急対策事業 二次公募要領

令和6年4月 農林水産省畜産局

#### 第1 総則

飼料自給率向上緊急対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

#### 第2目的

本事業は、畜産農家と耕種農家との連携、飼料生産組織の強化、中山間地域における 飼料の増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築及び広域流通拠点の整備等 の取組により飼料自給率向上及び飼料生産基盤の強化を図ることを目的とします。

### 第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等 公募対象事業の内容、補助率等は、別表1の「事業メニュー及び内容等について」 のとおりとします。

2 応募の要件

公募対象事業の応募者の要件は、別表2の「事業内容及び応募者の要件について」 のとおりとします。

3 申請人

公募対象事業の応募者は、応募に当たって、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者(以下「事業代表者」という。)を申請人とすることを要することとします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

### 第4 補助対象経費の範囲

- 1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、第3の1の事業内容の実施に直接必要な 別表3の「補助対象経費について」に記載されているもののうち、事業の対象として 明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。
- 2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意ください。
- 3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

### 第5 申請できない経費

- 1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。
- (1) 不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、

退職金、賞与その他の各種手当)

- (3) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (5)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に 含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地 方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額 の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- (6) 国の他の事業による補助金を受けた経費
- (7) その他当該事業の実施に関連のない経費

### 第6 事業の実施

公募対象事業の実施は、交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

### 第7 事業実施主体の審査

- 1 審査の方法
- (1) 全国組織事業

別表1の1の全国組織事業について事業実施主体となりうる候補(以下「事業実施主体候補者」という。)の選定は、農林水産省畜産局(以下「畜産局」という。)において、審査して行うものとします。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は返還しませんので御了承ください。

### (2) 地域組織事業

別表1の2の地域組織事業についての事業実施主体候補者は、応募者が所在する地域を管轄する地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)において、第11の2の(3)に掲げる書類について確認を行い、申請内容等について審査して行うものとします。応募内容について確認が必要な場合には、必要に応じ、地方農政局から提出書類の内容について問合せをすることがあります。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は、返還しませんので御了承ください。

### 2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1)提出された申請書類について、応募要件(応募者の要件、申請金額、事業期間等) 及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、(2)以降の審査の対象から 除外されます。

(2)審査は、3に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者からのヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

- (3) (2) の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。
- 3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

(1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか。

(2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

- (3) 事業計画等の妥当性
  - ① 事業計画等(事業内容、事業費等)が適当であるか。
  - ② 本事業の実施能力を有しているか。
- (4) 補助金管理体制の妥当性

補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。

決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

(5) 交付決定取消の原因となる行為の有無 過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。

4 審査結果の通知等

審査の結果(採択又は不採択)については、事業実施主体候補者を決定次第、畜産 局又は地方農政局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることになります。

#### 第8 事業の実施について

本事業は、「飼料自給率向上緊急対策事業補助金交付等要綱」及び「飼料自給率向上 緊急対策事業実施要領」(以下「要綱等」という。)に従い、事業を実施していただく ことになります。

#### 第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

(1) 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又 は採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階(採択が決定していない段階)での本事業への申請 は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事 業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場 合があるものとします。

### (2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針(平成17年 9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に準じて、不適正経理が あった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

### 第10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

#### 1 事業の推進

事業代表者は、要綱等を遵守し、事業実施上のマネージメント、事業成果の公表等、 事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書(採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

### 2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」(平成19年9月21日付け19経第 947号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、畜産局長は補助事業等の厳正かつ効 率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施 に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業の一部を他の民間団体等に委託した場合、事業代表者は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等、以下同じ。)状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないよう十分注意するとともに、会計検査担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないものとします。
- (4) 事業代表者及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、 補助金に係る経理管理を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。 なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させ ることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者(学生を除 く。) に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理管理状況について定期的 に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。
- (6) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実

施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき人件費を算定するものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

### 第11 応募方法等

- 1 応募書の作成及び提出 別記様式により、応募書を作成し、提出期間内に提出してください。
- 2 応募方法 提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。
- (1) 提出期間

全国組織事業:令和6年4月12日(金曜日)から令和6年5月7日(火曜日) 17時まで(必着)

地域組織事業:令和6年4月12日(金曜日)から令和6年5月7日(火曜日) 17時まで(必着) とします。

- (2) 提出先・問合せ先
  - ① 全国組織事業

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 畜産局 (「別表1の1」の「提出先」の欄を参照。)

飼料課:電話:03-3502-5993

メールアドレス: jikyu-kobo@maff.go.jp

- ② 地域組織事業
  - 応募者の所在地:北海道

北海道農政事務所生産支援課

〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22

電話:011-350-7656(直通)

メールアドレス: rakuchiku\_hn@maff.go.jp

・応募者の所在地:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 東北農政局生産部畜産課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1

電話:022-221-6198 (直通)

メールアドレス: tohoku\_chikusan\_info@maff.go.jp

・応募者の所在地:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局生産部畜産課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

電話:048-740-0027 (直通)

メールアドレス: tikusan\_kanto@maff.go.jp

・応募者の所在地:新潟県、富山県、石川県、福井県 北陸農政局生産部畜産課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60

電話:076-232-4317 (直通)

メールアドレス: tikusan\_hokuriku@maff.go.jp

・応募者の所在地:岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局生産部畜産課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

電話:052-223-4625 (直通)

メールアドレス: tokai\_chikusan\_info@maff.go.jp

・応募者の所在地:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 近畿農政局生産部畜産課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

電話: 075-414-9022 (直通)

メールアドレス: kinki\_chikusan\_siryo@maff.go.jp

・応募者の所在地:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

中国四国農政局生産部畜産課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1

電話:086-224-4511 (代表)

メールアドレス: tikusan\_ka. chushi@maff. go. jp

・応募者の所在地:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県

九州農政局生産部畜産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

電話:096-300-6286 (直通)

メールアドレス: kyusyu\_chikusan@maff.go.jp

・応募者の所在地:沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

電話:098-866-1653 (直通)

メールアドレス: okinawa\_chikusan. v4f@ogb. cao. go. jp

### (3)提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返還しません。また、機密保持には十分配慮します。

- 飼料自給率向上緊急対策事業実施主体応募書
- 事業実施計画書
- ・ 応募者の経歴(概要)、応募者の定款(又は規約)など応募者の活動が分かる 資料
  - ※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール又は宅配便(含バイク便)」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができます。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。
  - ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。1つの封筒に入れ、「飼料自給率向上緊急対策事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
  - ※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。
  - ※ 応募書類の差替えは固くお断りいたします。
  - ※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出 してください。 (様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。)
  - ※ 応募書類を電子メールにより提出を希望する場合には、問合せ先の送付先アドレスを確認し、件名を「飼料自給率向上緊急対策事業の応募書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○(○は連番)」としてください。

また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を問合せ先に行ってください。

※ 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

### 第12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。 公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

別記様式

 番
 号

 年
 月

 日

(全国組織事業の場合) 農林水産省畜産局長 殿

(地域組織事業の場合)

○○農政局長 殿

住所 称号又は名称 代表者氏名

飼料自給率向上緊急対策事業実施主体への応募について

飼料自給率向上緊急対策事業に係る公募要領第11の1に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

00000

00000

00000

※ 複数の事業に応募する場合は、それぞれの事業ごとに別添を作成し、本様式に添付し、提出して下さい。

### 飼料自給率向上緊急対策事業実施主体応募書

応募事業名	受付番号 ※ 応募者は記入しないこと。
(注)応募事業名には別表1の1又は1の2の「応募対象事業」欄の事業メニュー名を記載する。	

### 1 応募者の概要

・次の項目について記載

事業実施主体					
申請者					
(事業代表者)	所	属	機	関	
	所	属	部	署	
	職			名	
	氏			名	
	₹		住	所	
		TE	EL		
		FA	λX		
会計担当者	所	属	機	関	
	所	属	部	署	
	職			名	
	氏			名	
	₸		住	所	
		TE			
		FA			
Lord State of			アドロ		
事務連絡先	所一	属	機	関	
	所	属	部	署	
	職			名	
	氏		/	名	
	₸	m.	住	所	
		TE			
	,	FA			
	メ ー	一ル)	アドロ	ノス	

2	事業執行体制について ・次の項目について具体的に記載 ① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について ② 組織のフロー図(既存の印刷物等のコピーでも可)
3	事業執行方法について ・次の項目について具体的に記載 ① 取組内容、執行手法は明確であるか。
4	事業計画等について ・次の項目について具体的に記載 ① 事業実施計画等が適当であるか。 → (※ 事業実施計画書及びその他申請書類を添付) ② 事業実施計画等の的確な策定(事業内容、事業費等)及び事業実施・点検の進め 方について
5	補助金管理体制について ・次の項目について、具体的に記載 ① 会計規程の整備及び執行体制について ② 現在の財務状況について
6	過去3カ年に交付決定取消を受けていないか

(注)内容は追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。 (特に枚数は問わない。)

・受けていない場合は、右の□に√を記入

・障害者が就労している場合は、右の□に✔を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があります。

7 障害者の就労について

# (別表1の1)

# 事業メニュー及び内容等について(全国組織事業)

応募対象 事業	事業メニュー及び内容	補助率	提出先
1 耕畜連 携国産飼 料利用拡	<ul><li>(1)耕畜連携国産飼料利用拡大推進(全国推進型) 事業実施主体が行う本事業の推進活動に必要な経費</li></ul>	定額	農林水産省畜産局 飼料課 飼料生産計画班
大対策	(2) 耕畜連携国産飼料利用拡大推進(地域推進型) 協議会が行う、耕畜連携の取組の実現を図るための推 進活動、現地確認、畜産農家等と耕種農家等とのマッチ ング等に必要な経費	定額	M171 工/王 II   四·5年
	(3) 耕畜連携国産飼料利用拡大 ① 国産飼料利用供給推進 ア 畜産農家型	利用供給数量 青刈りとうもろこし 7,800円/トン以内 ソルゴー(スーダング ラスを含む。)7,800 円/トン以内 牧草7,800円/トン以内 子実用とうもろこし 12,000円/トン以内	
	イ 飼料製造・販売事業者型 飼料製造・販売事業者が耕種農家等から飼料作物の 供給を受け、畜産農家等へ販売するとともに、当該畜	利用供給数量 青刈りとうもろこし 7,800円/トン以内	

	産農家等から給与情報等を収集し、飼料作物の供給を 行った耕種農家等へ飼料分析及び給与情報等の提供並 びに協議会と連携して飼料作物の栽培に係る指導を行 う取組に対して、事業実施主体が補助する場合におけ る当該補助に要する経費	ソルゴー(スーダング ラスを含む。)7,800 円/トン以内 牧草7,800円/トン以内 子実用とうもろこし 12,000円/トン以内	
	② 耕畜連携飼料生産組織取組拡大 ア 機械等導入 協議会の構成員である耕種農家等が構成員である畜 産農家等へ飼料作物を供給するのに要する機械等の導 入(購入、リース又はレンタル)並びに当該飼料作物 の生産に係る作業を請け負う飼料生産組織が飼料作物 を供給するのに要する機械等の導入(購入、リース、 レンタル)に要する経費	1/2以内	
	イ 保管場所の確保 飼料生産組織が供給する飼料作物を保管する場合の 保管庫の借上げに要する経費	1/2以内(ただし、 保管庫の借上げにつ いては、飼料生産組 織当たり100万円以内 /年とする。)	
2 国域無 の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	(1) 流通体制の構築に要する経費	定額 (ただし、輸送距離が 50km以上100km未満に ついては2,000円/トン、 100km以上500km未満に ついては5,000円/トン、 500km以上1,000km未満	農林水産省畜産局 飼料課 需給対策第1班

	については 10,000円
	/トン、 1,000km 以上
	1,500km未満について
	は 15,000 円 /トン、
	1,500km以上について
	は20,000円/トンとす
	る。なお、1,000km以
	上の輸送については、
	畜産局長が別に定める
	要件を満たさない場合
	は10,000円/トンとす
	る。)
(2) 事業推進に要する経費	定額

# (別表1の2)

# 事業メニュー及び内容等について (地域組織事業)

応募対象 事業	事業メニュー及び内容	補助率	備考
1 飼料生産組織 の規模拡大等支 援のうち飼料生 産組織の規模拡	(1) 飼料生産組織の規模拡大支援 ① 飼料の生産や作業受託、稲わらの収集作業の拡 大、省力化に必要な機械の導入(購入、リース又は レンタル)に係る経費	1/2以内	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採 点)結果を畜産局で取りまと め、以下の基準で予算の配分
大支援	<ul><li>② ICT機器の導入及びデータ活用に必要な経費</li><li>ア ICT機器の導入(購入、リース又はレンタル)に係る経費</li><li>イ データの活用に係る経費</li></ul>	1/2以内	を行う。 (1)審査点数の高いものから 順に予算を配分。 (2)同点の場合は、国庫補助
	③ 簡易倉庫の設置	1/2以内	金総額が少ないものを優先。  2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。
2 飼料生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大	(1) 新飼料資源の利用拡大 新飼料資源を活用した飼料の製造及び家畜への給 与に必要な器具・機材の導入に要する経費	1/2以内	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1)審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2)同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。  2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。

3 飼料増産活性化対策のうち中山間地域飼料増産活性化対策	<ul><li>(1)中山間地域飼料増産活性化対策</li><li>① 飼料増産活性化計画の作成に要する経費</li><li>② 飼料増産活動の推進に要する経費</li><li>③ 飼料増産活動の実施に要する経費</li><li>④ 飼料増産活性化機械の導入に要する経費</li></ul>	定額 定額 1/2以内 (10a当たり20千円を限 度とする。) 1/2以内	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1)審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2)同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。
4 国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策	(1) 広域供給推進 国産飼料生産者への指導・助言、現地確認、事業 効果の検証等の取組に要する経費 (2) 広域供給対策 国産飼料生産者が飼料の品質表示を行って販売を 拡大する取組に対する奨励金の交付に要する経費	定額 定額 (ただし、青刈りとうもろこしは、8,300円/トン以内、ソルゴー(スーダングラスを含む。) な 第,300円/トン以内、牧草(飼料用麦を含む。) は、8,300円/トン以内、子実用とうもろこしは、12,200円/トン以内とする。)	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査(採点)結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1)審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2)同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。

			,
5 広域流通拠点	(1) 広域流通拠点整備	1/2以内	1 申請額が予算額を上回る場
の整備	以下の国産飼料の流通拠点の整備に要する経費		合、地方農政局の審査(採
	① 飼料保管施設		点)結果を畜産局で取りまと
	② 計量施設		め、以下の基準で予算の配分
	③ 成形·加工施設		を行う。
	④ 乾燥調製施設		(1)審査点数の高いものから
	⑤ ①から④までに附帯する設備		順に予算を配分。
	⑥ その他国産飼料の販売拡大に必要な設備・施設		(2) 同点の場合は、国庫補助
			金総額が少ないものを優先。
			2 障害者が就労している場合
			には、審査時に加点。

# (別表2の1)

# 事業内容及び応募者の要件について (全国組織事業)

事業名	事業メニュー	要件
1 耕畜連携 国産飼料利 用拡大対策	1 耕畜連携国産飼料利用拡大対策	次の1を満たす団体であって、2から4までのいずれかに該当する者とする。  1 次に掲げる全ての要件を満たす団体  (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であって、家畜及び飼料作物に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。  (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等 (これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。)を備えていること。  (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。  2 農業協同組合又は農業協同組合連合会  3 事業協同組合又は農業協同組合連合会  4 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)
2 国産飼料 広域供給対 策のうち流 通体制の構 築	1 流通体制の構築	次の1を満たす団体であって、2から5までのいずれかに該当する者とする。  1 次に掲げる全ての要件を満たす団体  (1)本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。  (2)本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等 (これらの定めのない団体にあっては、これらに準ずるもの。)を備えていること。  (3)日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負う

ことができる団体であること。
2 農業協同組合連合会
3 事業協同組合又は事業協同組合連合会(ただし、定款において、農業若しくは飼料の振興 又は飼料の運送を主たる事業として位置付けているものに限る。)
4 公社
5 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(ただし、定款において、 農業若しくは飼料の振興又は飼料の運送を主たる事業として位置付けているものに限る。)

# 事業内容及び応募者の要件について(地域組織事業)

事業名	事業メニュー	要件
7 /17 / /	7 710	5.111
1 飼料	1 飼料生産組織の規模拡大	
生産組	支援	1 農業協同組合又は農業協同組合連合会
織の規		2 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)
模拡大		3 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をい
等支援		う。以下同じ。)
のうち		4 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項
飼料生		に規定する法人をいう。以下同じ。)
産組織		5 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」とい
の規模		う。)第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。)
拡大支		6 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協
援		同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有す
		る議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
		7 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)又はその関連事業を事業とし
		て営むもの(新たに取り組む場合も含む。)。ただし、次の(1)又は(2)に該当す
		るものを除く。
		(1)資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超
		えるもの
		(2)総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をする
		ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決
		権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有する
		とみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(1)に掲げるもの
		(2又は4に該当する法人を除く。)の所有に属しているもの
		8 次の(1)、(2)及び(3)に該当する農業者等の組織する団体
		(1) 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの。
		(2) 3戸以上の農業者によって構成されるもの。
		(3)地域計画や人・農地プラン等で位置付けられた農業者、基盤法第13条第1項に規定

		する認定農業者又は基盤法第14条の5第1項に規定する認定就農者等を1戸以上含むもの並びに当該団体が地域計画や人・農地プラン等で位置付けられているもの。
2 生織模等の新資利大	1 新飼料資源の利用拡大	する認定農業者又は基盤法第14条の5第1項に規定する認定就農者等を1戸以上含むもの並びに当該団体が地域計画や人・農地プラン等で位置付けられているもの。  次の1から10までのいずれかに該当する者とする。 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 公社 3 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) 4 農事組合法人 6 特定農業団体 7 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの 8 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)又はその関連事業を事業として営むもの(新たに取り組む場合も含む。)。ただし、次の(1)又は(2)に該当するものを除く。 (1)資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの (2)総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(1)に掲げるもの(2又は5に該当する法人を除く。)の所有に属しているもの 9 次に掲げる全ての要件を満たす協議会 (1)生産農家、利用農家、農業関係機関(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)、本取組に参加する関係組織等によって構成されていること。 (2)事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、
		(2) 事業の事務手続を適正から効果的に行うため協議会の代表者及び息忠疾定の方法、 事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその 責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約(以下「協議会 規約」という。)が定められていること。

3 増性策ち間飼産化飼産化の中地料活対解活対う山域増性	1 中山間地域飼料増産活性化対策	(3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 10 農業者等の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあって、3戸以上の農業者が構成員として加わっているものに限る。) 次の1から9までのいずれかに該当する者とする。 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会 2 公社 3 農事組合法人 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人 5 特定農業団体 6 農業協同組合では農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの 7 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)又はその関連事業を事業として営むもの(新たに取り組む場合も含む)。ただし、次の(1)又は(2)に該当するものを除く。 (1)資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの (2)総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(1)に掲げるもの(2又は4に該当する法人を除く。)の所有に属しているもの 8 その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。) 9 その他地方農政局長等が特に認める団体
-----------------------------	------------------	---

4 国産	1 国産飼料広域供給対策の	次の1から4までを満たす都道府県広域供給協議会
飼料 広	うち広域供給対策	1 都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される団体であ
域供給		ること。ただし、やむを得ない事由により、上記によることが困難な場合にあっては、
対策の		都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議によ
うち広		り、事業実施主体となることを認められた者とすることができる。なお、この場合、全
域供給		国をその区域とする団体が構成員となることは妨げない。
対策		2 代表者が定められていること。
\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		3 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理、内部
		監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
		4 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制
		が整備されていること。
5 広域	1 広域流通拠点の整備	次の1から5までのいずれかに該当する者とする。
流通拠		1 直近5年度の間に次のいずれかの事業に取り組む者
点の整		(1) 飼料自給率向上緊急対策事業実施要領(令和6年1月9日付け5畜産第2089号農林
備		水産省畜産局長通知)第2の1の耕畜連携国産飼料利用拡大対策
VIA		(2) 飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領(令和4年12月27日付け4畜産第1933号
		農林水産省畜産局長通知)第2の1の耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業
		2 直近5年度の間に次のいずれかの事業に取り組む者
		(1) 飼料自給率向上緊急対策事業実施要領(令和6年1月9日付け5畜産第2089号農林
		水産省畜産局長通知)第2の2の飼料生産組織の規模拡大等支援
		(2) 飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領(令和4年12月27日付け4畜産第1933号
		農林水産省畜産局長通知)第2の7の飼料生産組織の規模拡大等支援
		(3) 畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30生畜第1874
		号農林水産省生産局長通知)第2の5の飼料生産利用体系高効率化対策
		3 直近5年度の間に飼料自給率向上緊急対策事業実施要領(令和6年1月9日付け5畜
		産第2089号農林水産省畜産局長通知)第2の5の国産飼料広域供給対策に取り組む国
		産飼料生産者(3戸以上の共同利用又は法人に限る。)又は同事業に取り組む国産飼
		料生産者から国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者
		4 直近5年度の間に次のいずれかの事業に取り組む者
		(1) 飼料自給率向上緊急対策事業実施要領(令和6年1月9日付け5畜産第2089号農林
		水産省畜産局長通知)第2の7の国産稲わら利用拡大実証・調査
		マット ロ 田 / エックタングログログ - フマー・・・・ ロ / エーコート   III オット ノーコント   III オットノング   III

(2) 飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領(令和4年12月27日付け4畜産第1933号農林水産省畜産局長通知)第2の6の国産稲わら利用拡大実証 5 1から4までに掲げる各事業を活用し飼料の供給を受ける畜産農家組織

# 補助対象経費について

# I 共通経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必	・取得単価が 50 万円以上の機器
		要な試験・調査備品の経費	及び器具については、一般競争入
		(ただし、リース又はレンタ	札とし、入札に至らなかった場合
		ルを行うことが困難な場合に	は原則3社以上の見積もりによる
		限る。)	随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必	
		要な会議等を開催する場合の	
		会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必	・切手は物品受払簿で管理するこ
		要な郵便代又は運送代にかか	と。
		る経費	
	借上費	事業を実施するために直接必	
		要な実験機器、事務機器、ほ	
		場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必	
		要な資料等の印刷にかかる経	
		費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必	・新聞、定期刊行物等、広く一般
		要な図書、参考文献等にかか	に定期購読されているものは除
		る経費	<.
	原材料費	事業を実施するために直接必	・原材料は物品受払簿で管理する
		要な試作品の開発や試験等に	<u>_ ک</u> و
		必要な材料にかかる経費	-
	普及啓発費	事業を実施するために直接必	
		要なホームページ作成のため	
		のサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必	・消耗品は物品受払簿で管理する
		要な以下の物品にかかる経費	<u>_ ک</u> ک
		<ul><li>短期間(補助事業実施期間</li></ul>	
		内) 又は一度の使用によって	
		消費されその効用を失う物品	
		(3万円未満のものに限	
		る。)	
		・CD-ROM 等の記録媒体(3万	
		円未満のものに限る。)	
		・試験等に用いる器具等(3	
		万円未満のものに限る)	
	光熱水費	事業を実施するために直接必	
	·	要な電気、ガス及び水道料金	
		の経費(ただし、基本料金は	
		除く。)	

1	~ h lp#	上古来之中世上7117年中	
	データ収集・	本事業を実施するために直接	
	処理・分析費	必要なデータの収集・処理・	
₩ ##	<b></b> 4 日 坎 曲	分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要なる業の出席力は技術が	
		要な会議の出席又は技術指導	
		等を行うための旅費として、	
		依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必	
		要な資料収集、各種調査、打	
		合せ、成果発表等の実施に必	
		要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接	
		必要な研修会等で講演を行う	
		ための旅費として、依頼した	
		専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必	・謝金の単価の設定根拠となる資
		要な資料収集・整理、専門的	料を添付すること。
		知識の提供等について協力を	・事業実施主体に従事する者に対
		得た人に対する謝礼に必要な	する謝金は認めない。
		<b>経費</b>	
賃金		事業を実施するために直接必	・雇用通知書等により本事業にて
		要な業務を目的として本事業	雇用したことを明らかにするこ
		を実施する民間団体等が雇用	<u></u>
		した者に対して支払う実働に	・補助事業従事者別の出勤簿及び
		応じた対価(日給又は時間	作業日誌を整備すること。
		給)の経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の	・委託を行うに当たっては、第三
		一部分(例えば、事業の成果	者に委託することが必要かつ合理
		の一部を構成する調査の実	的・効果的な業務に限り実施でき
		施、取りまとめ等)を他の者	るものとする。
		(事業実施主体が民間企業の	<ul><li>・補助金の額の 50%未満とする</li></ul>
		場合、自社を含む。)に委託	こと。
		するために必要な経費	・事業そのもの又は事業の根幹を
			成す業務の委託は認めない。
			・民間企業内部で社内発注を行う
			場合は、利潤を除外した実費弁済
			の経費に限る。
役務費	試験·分析費	事業を実施するために直接必	
		要な分析、試験、加工等を専	
		ら行う経費	
	その他役務費	事業を実施するために直接必	
		要であり、かつ、それだけで	
		は成り立たない業務の役務等	
		に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必	
		要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必	
		要な委託の契約書に貼付する	
		印紙の経費	
	L	1	ı

	社会保険料	事業を実施するために新たに 直接雇用した者に支払う社会 保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに 直接雇用した者に支払う通勤 の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接 必要な取組に対する事務にか かる人件費	

<sup>※</sup> 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」 (平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知) に準じて算定するものとする。

# II 事業別補助対象

### 1 耕畜連携国産飼料利用拡大対策(別表1の1の1)

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
(3) 耕畜連 携国産飼料利 用拡大 ②耕畜連携飼 料生産組織取 組拡大	機械等導入	飼料計量器、飼料播種機 械、マルチ施工・除去用機 械、農薬散布用機械、飼料 刈取機械、飼料収穫機械、 梱包格納用機械、飼料運搬 車、トラクター、暗渠施工 機械、溝切機械	購入又はリース (飼料運搬車は飼料運搬専 用に限る。トラクターは、 飼料生産に係る機械であっ てトラクターを動力とする 機械と一体的に導入する場 合に助成対象とする。)
		簡易保管庫整備	撤去・移動が可能な構造の ものに限る。
		家畜ふん尿の処理利用に係 る運搬、散布、深耕施肥用 機械	購入又はリース (家畜ふん尿の処理利用に 係る運搬用機械は家畜ふん 尿の運搬専用機械に限 る。)
		自動操舵ガイダンスシステ ム、自動操舵装置等	購入、リース又はレンタル
	保管場所の 確保	保管庫の借上げ	

### 2 飼料生産組織の規模拡大等支援のうち 飼料生産組織の規模拡大支援(別表1の2の1)

産組織の規模 拡大支援 械・機器、堆肥の運搬・散	事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
て、既存のトラクター及び 無人トラクタ―では能力又 は台数が不足すると、地方	(1) 飼料生 産組織の規模	* ' ' ' ' '	ほ場排水対策に必要な機 械・機器、堆肥の運搬・散 布、作付け作業〜収穫作 業・調製作業〜運搬作業 (稲わらの場合は反転集草 作業〜収集梱包作業〜運搬	購入、リース又はレンタル (事業実施主体自らが作業 に利用するものに限る。汎 用性のある運搬車両、フォ ークリフト、田植機等は補 助対象外とする。トラクタ

		及び飼料運搬車は、特装し ているものに限る。)
I C T機器 の導入経費	GNSSガイダンスシステ ム等の作業を支援するIC T機器	購入、リース又はレンタル
データの活 用	データの蓄積・分析等に必 要なソフトウェア等	
簡易倉庫の 設置	原材料費	取組年度に収集した稲わら (ラップされた稲わらは除 く。)のうち前年度からの 増加分を保管するビニール ハウス等の資材費

### 3 飼料生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大(別表1の2の2)

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
(1)新飼料 資源の利用拡 大	器具・機材 の導入	新飼料資源を利用した飼料 の製造及び家畜への給与に 必要な器具・機材	新飼料資源の利用拡大に必 要な最小限度の器具・機材 についてのみ補助する。

### 4 飼料増産活性化対策のうち中山間地域飼料増産活性化対策(別表1の2の3)

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
① 飼料増産 活性化計画 の作成		通信運搬費、資料印刷費、消 耗品費、委員旅費、調査旅 費、謝金、アルバイト賃金及 び雑役務費	共通経費に準ずる。
② 飼料増産活 動の推進		通信運搬費、バス等借上費、 資料印刷費、消耗品費、講師 旅費、委員旅費、調査旅費、 謝金、アルバイト賃金及び雑 役役務費	共通経費に準ずる。
③ 飼料増産活 動の実施	草地転換	① 植生調査に係る経費 ア 植生撮影、土壌硬度測 定及び土壌分析に係る経費 イ 植生調査に直接必要な 会議室借料、通信運搬費、 資料印刷費、消耗品費、調	画像データの解析、試料の 採取及び送付に要する経費 を含めるものとする。 共通経費に準ずる。

	査旅費、謝金、アルバイト 賃金及び雑役務費	
	② 草地転換に係る経費 ア 施工費、種子費、肥料 費、土壌改良資材費、 除 草剤費、土壌硬度測定費、 土壌分析費、牧草等分析費 及び消耗品費 イ 普及指導機関等による 技術指導に必要な通信運搬 費、指導旅費、指導謝金及	自己所有又は無償で譲り受けた堆肥は肥料費の対象としないものとする。 共通経費に準ずる。
飼料作物の 生産	び雑役務費 ① 生産計画の作成に係る経費 通信運搬費、印刷製本	共通経費に準ずる。
	費、消耗品費、委員旅 費、委員謝金及び雑役務 費 ② 飼料作物生産の実施に係 る経費	
	ア 農機具レンタル費、種 子費、肥料費、土壌改良 資材費、農薬費、栄養成 分分析費及び飼料調製資 材費	試料の採取及び送付に要する経費を含めるものとする。
	イ 普及指導機関等による 技術指導に必要な通信運 搬費、消耗品費、指導旅 費、指導謝金及び雑役務 費	共通経費に準ずる。
家畜の放牧	① 牧柵等の整備に係る経費 電気牧柵システム設置 費、給水機器設置費等	配水管を含む。
	② 管理設備の整備に係る経費 簡易牛舎用資材購入費、 アブ誘引設備設置費、移動式スタンチョン設置費等	
	③ 放牧地の簡易整備に係る	

土壤分析費、堆肥分析費

経費

		種子費、土壤改良資材費等	
		<ul><li>④ 放牧管理における省力化機器導入に係る経費 GPS端末を用いた放牧の管理システム等ICT技術を活用した省力化機器の購入費又はレンタル費</li></ul>	
		⑤ 放牧家畜の管理に係る経 費 薬剤費、疾病検査費等	
		<ul><li>⑥ 放牧技術の取得に係る</li><li>経費</li></ul>	
		普及指導機関等による指導に必要な通信運搬費、消耗品費、指導旅費、指導謝金及び雑役務費	共通経費に準ずる。
	草地等の獣 害対策	獣害防止柵設置費	
	特認活動	備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、データ収集・処理・分析費、講師旅費、謝金、賃金、役務費及び雑役務費のうち地方農政局長が特に認めた経費	共通経費に準ずる。
④ 飼料増産活性化機械の導入	機械装置の購入	① 草地等整備・管理用機械装置の購入費 ② 飼料播種・追播用機械装置の購入費 ③ 飼料収穫・調製用機械装置の購入費 ④ GNSSガイダンスシステムの購入費 ⑤ 農機具運搬車の購入費	飼料増産活動の実施に直接 必要な機械装置に限り対象 とする。

### 5 広域流通拠点の整備(別表1の2の6)

事業メニュー	取組事項等	補助対象	備考
(1) 広域流通拠点整備	国産飼料の流通拠点の整備	<ol> <li>飼料保管施設</li> <li>計量施設</li> <li>成形・加工施設</li> <li>乾燥調製施設</li> <li>①から④までに附帯する設備</li> <li>⑥ その他国産飼料の販売拡大に必要な設備・施設</li> </ol>	⑤の附帯する設備は①から ④の施設と一体的対象とする。 何の施設を下して、 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体的対象とする。 一体では、 一体で、 一体では、 一体で、 一体で、 一体で、 一体で、 一体で、 一体で、 一体で、 一体で